

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会公募委員 募集要項

1 趣旨

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの運営に関し、専門的、客観的かつ中立公正に審議等を行うため公募委員を募集する。

2 募集内容

(1) 募集人数 1名

(2) 応募資格 次のアからキまでの要件をすべて満たす方

ア 県内に住所地を有する満18歳以上の方（令和5年4月1日現在）

イ 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの運営、または公的試験研究機関等の運営に関して、客観的かつ中立公正に審議等を行える知見を有する方

ウ 電気・電子産業、機械・金属産業、食品産業等の産業分野に精通しており、新製品の研究開発や販路開拓に関する知見を有する方

エ 主に平日昼間に開催される委員会への出席ができる方（委員会開催は年4回程度／鳥取市内の参集開催を想定（状況によりオンライン開催を含む。））

オ 県が設置する他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない、かつ就任する予定のない方

カ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でない方

キ 国会議員並びに県議会議員及び県職員並びに市町村長及び市町村議会議員でない方

(3) 応募方法

別添の様式に、住所、氏名、年齢、性別、職業又は勤務先、連絡先、応募理由を記入して、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで応募してください。製品開発、研究実績等あれば別紙にてご提出ください。様式は鳥取県産業未来創造課のホームページからダウンロードできます。

(4) 選考方法

ア 応募資格を満たす方の中から、提出された書類に基づき書面審査を行い、公募委員の候補を選定します。

イ 委員決定後は、速やかに応募者全員に結果を通知します。

(5) 募集期間 令和5年3月7日から令和5年3月22日午後5時まで（必着）

(6) その他

ア 応募に際し提出された書類は公募委員の決定のみに使用し、それ以外の目的では使用しません。

イ 提出された書類は返却しないこととします。

ウ 委員に就任された場合、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなりません。その職を退いた場合も同様とします。

エ 委員に就任された場合、氏名を公表することとなります。

3 応募・問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町1-220（郵便番号表記があれば所在地記載は省略可能）

鳥取県商工労働部産業未来創造課産業支援担当

電話 0857-26-7657

ファクシミリ 0857-26-8117

電子メール sangyoumirai@pref.tottori.lg.jp

URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1155528.htm>

4 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会の概要

(1) 審議事項 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの運営に関する評価等

(2) 構成 委員5名以内（うち、公募委員1名）

(3) 開催回数 年4回程度

(4) 任期 任命の日（令和5年5月予定）から2年間

(5) その他 県の規定に基づき、報酬及び旅費を支給します。